

あわらし地域防災計画改定の概要について

あわらし地域防災計画の改定方針等

本市では、令和5年7月に豪雨、令和6年1月1日に能登半島地震の災害が発生し、いずれも甚大な被害を受けていることから、次の4点を改定方針とするほか、本年6月に改定した福井県地域防災計画の内容を踏まえ、本計画の改定を行う。

1.市民に対する防災意識向上

市民の自助・共助力を向上させるための施策を実施する。

2.地域住民や企業等との連携

地域住民や企業等との連携のもと、地域防災力を高め、発災時の被害軽減に繋げる。

3.今後の社会情勢を反映し、計画の実効力を高める

少子高齢化、人口減少、DX化、多様性配慮の視点を取り入れるなど、新しい社会情勢に応じた防災対策の方向性を示し、計画の実効力を高める。

4.庁内各部署のだれが何をいつするのかを明確化する

庁内の各部署における処理事項、責任を明確化することにより、迅速かつ適切な災害対策本部運営ができるようにする。

※福井県地域防災計画の改定（令和6年6月）

・新たな技術を用いた設備の活用、職員派遣・受入体制の整備、津波発生時における避難指示の迅速な発令、道路啓開計画の策定、ドローンを活用した孤立集落の情報収集、民間団体との災害時応援協定の締結等



【令和6年能登半島地震(あわらし市内)】

あわらし地域防災計画の主な改定概要

1.基本的な考え方など

(1) 防災の基本的な考え方

- ①災害から人命を守る防災対策の推進
- ②減災の考え方に基づく防災対策の推進
- ③自助、共助、公助の役割分担による防災対策の推進
- ④大規模広域災害を想定した防災対策の推進
- ⑤男女共同参画及び要配慮者の視点に配慮した防災体制の推進
- ⑥「防災DX化への取組みの推進」⇒新規追加

より分かりやすい防災情報の発信や防災・減災施策の実施等を、より迅速に効果的・効率的に展開できるよう防災DXの活用を推進する。

(2) 自助、共助、公助の役割分担による防災対策の推進

防災は、住民・事業者自身による自助をはじめ、住民間や事業者間による共助及び行政による公助が、それぞれ役割を分担することにより有効な力を発揮する。そのような観点から、住民・事業者・行政の相互連携のもと、地域における防災力を強化する。

(3) 災害対策本部事務分掌の見直し

2.地域防災力の向上

(1) 住民は、各種災害に備えハザードマップや備蓄物資の確認及びマイタイムラインの作成、家族等との避難先・連絡先に関する情報共有などの「自助」の向上や自主防災組織の設立、自主避難所の設置をはじめ消防団、防災士会、自主防災組織等との防災訓練や講習会への参加等により地域における「共助」の向上に取り組む。

(2) 住民が災害時に自らの命を守るため、専門知識を持つ消防団や防災士会、民生委員、福祉関係機関、ボランティア組織等と連携の上、地域ぐるみで地区防災計画や防災マップの策定などを行う防災教育を推進する。

(3) 定期的に専門知識を持つ消防団や防災士会、学識経験者等との連携による各種訓練の実施や、県などとの連携による防災関連講習会の受講や防災関連資格の取得などを支援し、地域における防災活動の中心的な役割を果たす防災リーダーを育成する。



【令和6年能登半島地震(輪島市内)】

(4) 市は、地域住民に対し、必要に応じて指定避難所の開設を自主防災組織で担うなど、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進する。

(5) 自主防災組織等は、地域の災害特性を考慮して、危険性がない場所に立地する区民館などを自主避難所として、また、広場などを一時避難場所とするなど、地域での話し合いを通じて、発災時の地域住民の安全確保に努める。

(6) 市は、自主防災組織が開設した自主避難所等との連絡体制の構築をはじめ、地域の実情に応じた自主的な避難所運営が円滑にできるよう、随時、「避難所運営マニュアル」、「自主避難所運営の手引き」など各種マニュアルの見直しを進める。

また、自主防災組織が災害時に備え、防災資機材や備蓄物資等を購入する費用を補助するなど、共助による地域防災力の向上を支援する。

3. 要配慮者等への支援体制の強化

- (1) 日頃から、要配慮者に関する情報の把握や避難行動要支援者名簿の作成を行うなど地域ぐるみの取り組みを推進する。
- また、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、個別避難計画の作成を推進する。
- (2) 要配慮者のうち、特に外国人に係る対策として、県や福井県国際交流協会と連携し、災害時に取るべき行動や災害情報を記載した「多言語防災カード」の配布や各地域における外国人コミュニティリーダーの養成等を通じ、外国人の防災知識の普及啓発を推進する。
- (3) 市は、必要に応じて災害派遣福祉チーム(DWAT)や災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)及び、災害派遣精神医療チーム(DPAT)、公衆衛生医師、保健師、管理栄養士等の派遣を国、県に要請する。
- (4) 市は、被災などにより社会福祉施設等の福祉避難所に適した施設が不足する場合は、一般の指定避難所に要配慮者のために区画された部屋を「福祉避難室」として設けたり、民間の旅館・ホテル等を避難所として借り上げたりする等の検討を行い、柔軟に対応する。



【各区での出前講座・グループワーク】

4. 避難所等における生活環境の向上

- (1) 市は、スフィア基準などを参考にしつつ、すべての避難者が安全に避難し、支障なく過ごせるよう、避難所施設のバリアフリー化や大規模改修、空調設備整備等を推進する。
- また、指定避難所において、給水タンク、仮設トイレ、携帯トイレ、簡易トイレ、段ボールベッド、パーティションなどの整備のほか、感染症対策に必要な物資等の整備に努める。
- (2) 停電時においても、施設、設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーを含めた非常用発電設備の整備に努める。
- (3) 自主防災組織等による自主的な避難所の運営を促進するため、防災士会などとも連携し、近年の災害実例を踏まえた専門家による避難所運営委員会の運営ノウハウなどを参考に、地域住民が避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。
- また、日頃から、避難所での良好な生活環境を確保するために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や市、自主防災組織、関係機関の間で避難所運営のシミュレーションなどを実施し、災害時における実効性の確保に努める。
- (4) 指定避難所等における女性や子供等に対する性犯罪・性暴力の発生を防止するため、①女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、②トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜を問わず安心して使用できる場所に設置する、③照明を増設する、④性犯罪・性暴力についての注意喚起のポスターを掲示するなど、女性や子供等の安全に配慮する。
- (5) 指定避難所における感染症対策のため、避難者の健康管理や、避難所の衛生管理の徹底、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウトの設定等の必要な措置を講じるよう努める。
- (6) ペット同行避難について、指定避難所における避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう連携に努める。

5. 災害廃棄物対策の強化

- (1) 大量の災害廃棄物の発生に備え「あわら市災害廃棄物処理計画」を必要に応じ見直し、より効率的に災害廃棄物の処理が行えるよう、地域住民や自主防災組織及びNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進める。



【分別されていない災害廃棄物】

6. 大規模災害時における通行輸送機能確保対策の強化

- (1) 国、県と連携して、緊急輸送ルートの確保、強靱で信頼性の高い道路網の整備、災害時の交通の確保を図るため道路啓開計画の策定に努める。